

新潟県湯沢町

森林環境譲与税の活用に向けた 基本方針



自 令和 元年 5月 1日
期 間
至 令和 6年 3月 31日

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～当面5年間（令和元年度～令和5年度）の考え方～

— 湯沢町の森林の概況 —

（位置・交通）

湯沢町は、新潟県の南端に位置し、南は群馬・長野の両県に接し県境は谷川連峰及び苗場山等の2,000m級の山々が連なり、上信越高原国立公園を形成している。そして、西に清津川、東に魚野川が流れ、新潟県と関東を結ぶ大動脈、上越新幹線・関越自動車道等が整備され、県内はもとより首都圏の主要リゾートと位置付けられている。

（森林の現況）

当町の総面積は35,729haで森林に恵まれたその森林面積は32,957haで92.2%を占め、そのうち民有林は7,577haで森林面積の23.0%を占めている。民有林のうち人工林の面積は1,711haで、人工林率22.6%は県平均の24.9%を若干下回っている。

人工林の面積1,711haの内、スギ林が1,649ha（96.4%）と大半を占め、唐松林が61ha（3.6%）となっている。また、天然林の面積5,414haの内、その他の広葉樹・混合林が5,344ha（98.7%）と大半を占め、ブナ林が68ha（1.3%）、となっている。その他の広葉樹の主要樹種として、ブナ、ナラが中心となっている。

人工林の齢級配置をみると、保育対象の5齢級以下の林分が19ha（1.1%）間伐対象の6～9齢級の林分が278ha（16.2%）、伐期が来ている10齢級以上の林分が1,414ha（82.6%）となっている。高齢級の林分が多くあり、その中でも材価の下落等に伴い、適正な保育や間伐を実施せずに放置されている林分も見受けられる。

（林業の歴史）

当町における林業の歴史は、17世紀末頃に三俣村・二居村・浅貝村で黒檜の伐採による黒部板の生産が盛んであったが、半世紀ほどで伐採し尽くしている。19世紀になって三俣村で木工製品の生産が盛んになり、明治の頃には木材加工業へ発展した時期がある。

戦時下では湯沢村（熊野）に木工場とパルプ工場が設置され、枕木・パルプが最新機械設備で製作されている。国策として「ガソリン代用木炭」の調達や軍需用材が割り当てられ、三俣村（大島）に製材所が設置されている。戦後から昭和30年代後半までは、木炭の生産は盛んであったが、50年代後半にかけて担い手の高齢化及び後継者不足により衰退している。また、近年は木材価格の低迷も加わり林業

経営意識は減退している。

(林業の現状)

当町における森林の保有状況は、3ha未満の所有者が72.5%を占めて、3～20ha規模の所有者が25.8%、20ha以上の所有者は1.7%となっている。

町を担当している森林組合が隣接市にあるほか、認定事業体が1つあり、造林、保育、林産などの地域林業の担い手として大きな役割を果たしている。町内には1社の製材工場があり、県産材の普及に努めている。

一方、産業別総生産額は、第1次産業が0.3%、第2次産業が9.7%、第3次産業が90%であり、林業はわずか0.12%にすぎず、地域経済に占める林業の位置づけは極めて低い状態にあり、平成28年度の素材生産量は3,945m³にすぎない。

(今後の方向性)

現在の林道延長は15,343mで、民有林内、の林道密度2.0m/haは県平均の5.4m/haを大きく下回っており、林内道路網の整備は全般的に遅れている。

このような状況の中で森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の健全な育成を図るためには、森林資源の質的向上に重点を置いて森林の整備を進めるとともに、間伐・保育等の推進の基盤である道路網を作業道を中心として整備する必要がある。

間伐・保育等の森林整備を計画的・効率的に推進するため、それぞれの地域に応じた各種林業施業を総合的に推進するとともに、森林の整備目的に応じたきめ細かい林業施業を行う取組が必要がある。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や県の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念される。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めていく。

— 基本方針 —

1 森林整備の推進

森林整備を進めるにあたり、町内の森林の現状を素早く把握し、様々な関連業務に迅速に対応することが必要となる。そのため、元年度に森林GISシステムを導入する。これにより、森林基本図や森林計画図、森林簿といった森林の基本情報をデジタル処理し、これまで個別に管理されていた図面や帳簿を一元管理することが可能となり、次年度以降、森林経営管理法における森林所有者の意向調査等に活用していく。

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は3%（全国は30%）程度しかなく、計画的な森林の整備が進んでいるとは言えない。このため、整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や県内の最上流部の地域として、山地災害の防止に貢献する森林整備を推進する。

2 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、認定事業者として登録している事業者は1社（隣接市に南魚沼森林組合）あるが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況である。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進める。

3 木材利用の促進

町有林から生産される木材を公共施設の建設材に積極的に利用する。また、間伐材を建築材（合板材を含む）として売却するほか、建築材にできない材をフジロックペーパーの材料や、木質バイオマスの原料として積極的に活用する。

さらに、町内の乳幼児等に対する木製玩具の配布や、記念式典等において木製品を配布することにより、住民に木材製品の良さを伝え木材利用の推進を図る。林地未利用材を搬出することにより資源の有効活用を図り、木質バイオマス燃料等としての活用検討を図ることで所有者の収益を確保する。

4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、住民の理解促進を図るため、植樹活動のほか、住民と交流する木育活動などを進める。

一方、公益的機能を重視する森林にあっては、森林所有者による整備だけでなく、都市域の住民や企業、緑化活動を行うNPO法人等の協力を求め、森林整備を図ることについても検討していく。

5 その他

国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて、基金として積み立て、施設等の整備等に活用する。



お問い合わせ先

湯沢町役場 産業観光部 環境農林課

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地
TEL : (025)788-0291 FAX : (025)784-3582
E-mail : kankyounourin@town.yuzawa.lg.jp